

市内スポーツ施設の使用料を令和3年4月1日より改定します

市民アリーナ

【改定の目的】

他市町と比較して使用料が低く、また市内同種同規模施設で使用料がまちまちになっているため、単価の統一を実施、使用料を明瞭化することで、利用者の利便性の向上とスポーツ機会の増加を図ります。

【改定の概要】

- ①同種同規模施設(市民アリーナ・桐原体育館)の時間単価の統一
- ②土日休1.5倍・市外2倍のルール化
- ③時間区分の変更
- ④全日・夜間の時間単価の統一(一部を除く)

<半面当たり>

区 分			(現行)時間区分	(現行)使用料	(新)時間区分	(新)使用料	備 考
午前	市内	平日	8:30~12:00 (3時間30分)	1,040	8:30~ 12:30 (4時間)	1,200	時間区分 変更
		土日休		1,570		1,800	
	市外	平日		2,090		2,400	
		土日休		3,140		3,600	
午後	市内	平日	12:00~16:30 (4時間30分)	1,570	12:30 ~16:30 (4時間)	1,200	
		土日休		2,090		1,800	
	市外	平日		3,140		2,400	
		土日休		4,190		3,600	
夜間	市内	平日	16:30~21:30 (1時間当たり)	520	16:30~21:30 (1時間当たり)	500	
		土日休		780		750	
	市外	平日		1,040		1,000	
		土日休		1,560		1,500	